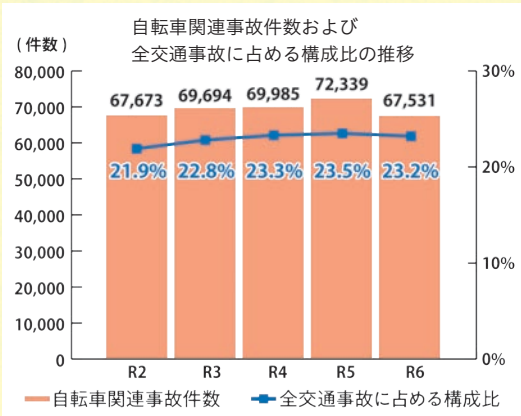


特集 4月から自転車に新しい制度が適用

あなたの  「いつも通りの運転」大丈夫!?

市内では、自転車による事故が年々増加しています。4月からは、自転車の交通違反にも反則金が科せられますので、今一度ルールを理解して守りましょう。
 問合せ 交通政策課 ☎072-647-2916



事故の多くは、交差点での出会い頭や右左折時の衝突で発生しており、自転車側の安全確認不足や一時不停止といった違反が目立ちます。令和6年の自転車乗用中の死亡・重傷事故の約75%で、自転車側に信号無視などの法令違反が確認されています。

減らない自転車事故
7割がルール違反から

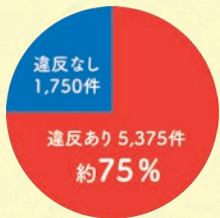
警察庁によると、令和6年に全国で発生した自転車事故は約7万件にのぼります。交通事故全体は減少傾向にあるものの、自転車事故はほぼ横ばいで推移しています。その結果、自転車事故が占める割合は年々増加しています。

発生した自転車事故は約7万件に全国で自転車にも「交通反則通告制度」が適用されました。16歳以上を対象に、信号無視などの違反に対して反則金が科されるようになり、これまで以上に安全運転の徹底が求められます。

4月から自転車にも
交通反則通告制度が適用

こうした状況を受け、4月から全国で自転車にも「交通反則通告制度」が適用されました。16歳以上を対象に、信号無視などの違反に対して反則金が科されるようになり、これまで以上に安全運転の徹底が求められます。

本市は府内でも自転車利用が多く、通勤・通学や買い物など、日々の暮らしにおける身近な移動手段となっています。一方、駅前の混雑した歩道や交通量の多い市街地では、ちょっとした油断が思わぬ事故につながることもあり、制度の適用をきっかけに、あらためて交通ルールを確認しましょう。



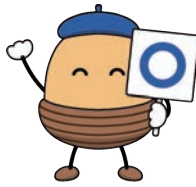
◀自転車乗用中の死亡・重傷事故(令和6年)における自転車による法令違反の有無
資料:警察庁

手軽な乗り物だからこそ
ルールとマナーを
守って走ろう



茨木市交通安全
キャラクター「トラゴ」
茨木市の木であるカシの木に由来し、どんぐりがモチーフになっています。

4月から16歳以上の運転者が交通違反をすると、反則金が科される制度(青切符)が、自転車でも始まります。事故を防ぐためにも、普段から一つひとつのルールを守って、安全に走行しましょう。



ルールを知ることは 命を守ること

交通反則通告制度

表紙「自転車ルール間違い探し」の
答え合わせ！
いくつ分かったかな？

主な違反対象(一例)

携帯電話
使用等
(保持)

反則金
12,000円



右側
通行

反則金
6,000円



一時
不停止

反則金
5,000円



イヤホン
(大音量)

反則金
5,000円



整備
不良

反則金
5,000円



傘さし
運転

反則金
5,000円



並進

反則金
3,000円



これら以外にも

- ▲ 信号無視…………… 6,000円
- ▲ 無灯火(夜間) …… 5,000円
- ▲ 2人乗り …………… 3,000円

自転車の交通ルール
については、市HPで
確認できます。



正しく知ろう

自転車のルール

自転車は「軽車両」車の仲間。みんなが安心して走れるよう、交通ルールを守って安全に走りましょう。

《 Check 》

車道通行が原則、左側を通行

自転車は自動車と同じ「車両」の一種

通行区分違反 反則金 6,000円

自転車は歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。



歩道は例外的に通行可能 歩行者を最優先に

歩道徐行等義務違反 反則金 3,000円

歩道を通行できるのは

- ▶「普通自転車歩道通行可」を示す標識（右図）がある場合
- ▶自転車運転者が「13歳未満の子ども」、「70歳以上の高齢者」、「身体の不自由な人」の場合
- ▶道路工事をしていたり、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合



歩行者の進行を妨げる場合は、一時停止して道をゆずることが大切です。

《 Check 》

車道では車両用信号機に従う

自動車と同じ車両用信号機に従うのがルールです。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や歩道を通行する場合は、歩行者用信号に従います。



車道を走行中

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

ある…歩行者用信号機に従う



なし…車両用信号機に従う

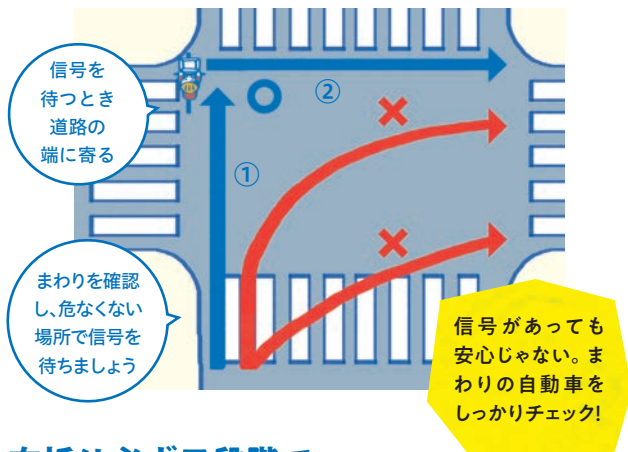


黄色信号は「止まれ」の合図。加速して進入するのは危険です。

《 Check 》 交差点では信号と一時停止を守る

信号のある交差点では 自動車と同じ右折は禁止

右左折方法違反 反則金 3,000円～6,000円



右折は必ず二段階で

本来は①直進②方向転換して進む二段階がルール。一気に右折すると対向車や歩行者と接触する危険が高まります。



信号のない交差点では 必ず徐行と左右確認を

指定場所一時不停止等 反則金 5,000円



停止線で止まる

まわりがよく見える位置までゆっくり進んで安全確認。一時不停止は反則金の対象です。

左右と右後ろを安全確認

左右はもちろん、右後ろからも自動車があるので、右後ろの安全確認を忘れずに。

4/6(月)～15(水)は
春の全国交通安全運動です

楽しく学ぼう交通ルール いばらき交通安全大会・ いばらき交通安全フェスタ

大阪府警本部による交通安全教室や、楽しく学べるイベントのほかチャリディングなど盛りだくさん。ご家族やお友だちと、気軽にご参加ください。

時 4/12(日) 11:00～16:00

所 茨木ドライビングスクール
(桑田町20-57)

問 茨木警察署交通課

☎072・622・1234



自転車で命を落とした方の約6割は、頭を強く打っています。その多くが、ヘルメットを着用していませんでした。
着用は努力義務ですが、自分の身を守るため、運転時はヘルメットを着用しましょう。

着用していますか？ ヘルメット

入っていますか？
自転車保険
府では、自転車を利用するすべての方に自転車保険への加入を義務付けています。万が一の事故に備え、必ず自転車保険に加入しましょう。

安心して 自転車に 乗るために

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助

対象 市民

令和6年7月(65歳以上は令和6年1月)以降に購入した、安全基準(SGマーク等)を満たした自転車乗車用ヘルメット

定員 先着2,000人

補助額 上限3,000円(1人1回)

申込 5/11から市HPで申込(予定)

問合せ 交通政策課☎072・647・2916

自分の好みのヘルメットを探してみましょう



詳細はこちら

